

## 警報等が発令された場合の臨時休校についての基準

### 【1】 気象警報、避難情報発令に関連した規定

1

午前6時の時点で以下の[ア]～[イ]のいずれかの状態にあるときは**自宅待機**とします。  
土曜日、定期考査など午前中授業の日はこの時点で**臨時休校**とします。

[ア] 広島市安佐南区に、次のいずれかが発令されている

「大雨警報」と「洪水警報」の**両方** 「暴風警報」 「暴風雪警報」 「特別警報」

[イ] 学校の所在地（伴小学校区）に、避難情報【警戒レベル4】避難指示以上が発令されている

2

午前8時の時点で上の[ア]～[イ]のいずれかの状態が続いている場合は**臨時休校**とします。  
それまでに解除された場合は**3校時(10:30)から授業**を行います。

- 警報等が解除された場合のスクールバス登校便は、いずれのコースも通常運行時刻の2時間遅れで運行いたします。
- 登校後の警報等が発令した場合、安全を確認した上で下校を早めたり、遅らせたりすることがあります。
- できるだけ学校連絡網、本校HPでもお知らせしますが、対応できなかつたり、遅れたりすることもありますので、「広島県防災 Web」「広島市防災ポータル」等の信頼できる、公的なサイトの情報で判断してください。

広島県防災 Web

<http://www.bousai.pref.hiroshima.jp/>



広島市防災ポータル

<http://www.bousai.city.hiroshima.lg.jp/>



### お住まいの地域の状況に関して

次の①、②のような場合は、臨時休校にならない可能性がありますが、欠席や遅刻をされた場合は公認欠席とします。また、通学路の状況から、登下校が安全にできないと判断された場合は、安全を第一に考えていただき、無理をして登校をしないでください。

- ① 居住地域に避難情報【警戒レベル4】避難指示以上が発令されている場合。
- ② 登校に利用する交通機関が運休しているなど、登校が困難な場合。

### 【2】 広島市に「震度5弱」以上の地震が発生した場合の規定

[ア] 17時から24時までに発生した場合、翌日を臨時休校とします。

[イ] 深夜0時から8時30分までに発生した場合、その当日を臨時休校とします。

[ウ] 学校にいる間に地震が起きた場合・登校途中で地震が起きて学校に登校した場合・下校途中で地震が起きて学校に戻って来た場合は以下の①、②いずれかの対応をします。

- ① 保護者の了解のもとに安全を確認し、帰宅させます。
- ② 保護者が迎えに来られるまで、学校で待機させます。